



2026年1月23日

各 位

会 社 名： 株式会社じもとホールディングス
(コード：7161 東証スタンダード)
代表者名： 取締役社長 坂爪 敏雄
問合せ先： 総合企画部長 菅原 正宏
(TEL. 022-722-0011)

株式給付信託（BBT）への追加拠出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）に対して、金銭を追加拠出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては、2016年5月13日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2016年8月9日付「業績連動型株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 追加拠出の理由

当社は、本制度の継続にあたり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するための資金として、本信託に金銭を追加拠出（以下、「追加信託」といいます。）することといたしました。

2. 追加信託の概要

(1) 追加信託日	2026年2月12日
(2) 追加信託金額	30,000,000円
(3) 取得する株式の種類	当社普通株式
(4) 取得株式の上限	50,800株
(5) 株式の取得期間	2026年2月12日から 2026年2月24日（予定）まで
(6) 株式の取得方法	取引所市場より取得

以上

(ご参考)

1. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度では、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式を本信託を通じて取得します。取得した当社株式は、当社及び当社子会社（株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行を指します。以下、当社、株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行を合わせて「当社グループ」といいます。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）（以下、「対象役員」といいます。）に対して、当社グループが定める役員株式給付規程に従って当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）として本信託を通じて給付されます。

なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時とします。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び当社子会社の取締役（ただし、当社及び当社子会社のいずれにおいても社外取締役を除くものとし、また、監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2016年8月19日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 当社が本信託に拠出する金額

当社は本制度が終了するまでの間、原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）に関し、110百万円（うち当社の取締役分として40百万円）を上限として、本信託に追加拠出します。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する株式の給付が完了であるものを除きます。）及び金銭があるときは、それら残存する資産（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額を110百万円（うち当社の取締役分として40百万円）以内とします。

(5) 対象役員に給付される当社株式等の数の具体的な内容

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度等により定まる数のポイントが付与されます。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

また、各対象期間について、本制度の対象役員に付与されるポイント数の合計は、126,800ポイント（うち当社の取締役分として46,100ポイント）を上限とします（※）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、退任時までに対象役員に付与されたポイントを合計した数に、退任事由に応じて調整されたポイント数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

（※）ポイント数の上限を算定するにあたり、1ポイント当たりの単価は、直近の信託財産の取得簿価である867円を適用しております。なお、信託財産の取得簿価は追加信託により当社株式を追加取得した場合は変動いたします。

(6) 当社株式等の給付時期

対象役員は、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、退任時に上記（5）で付与された確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けます。

ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該対象役員に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

(7) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。

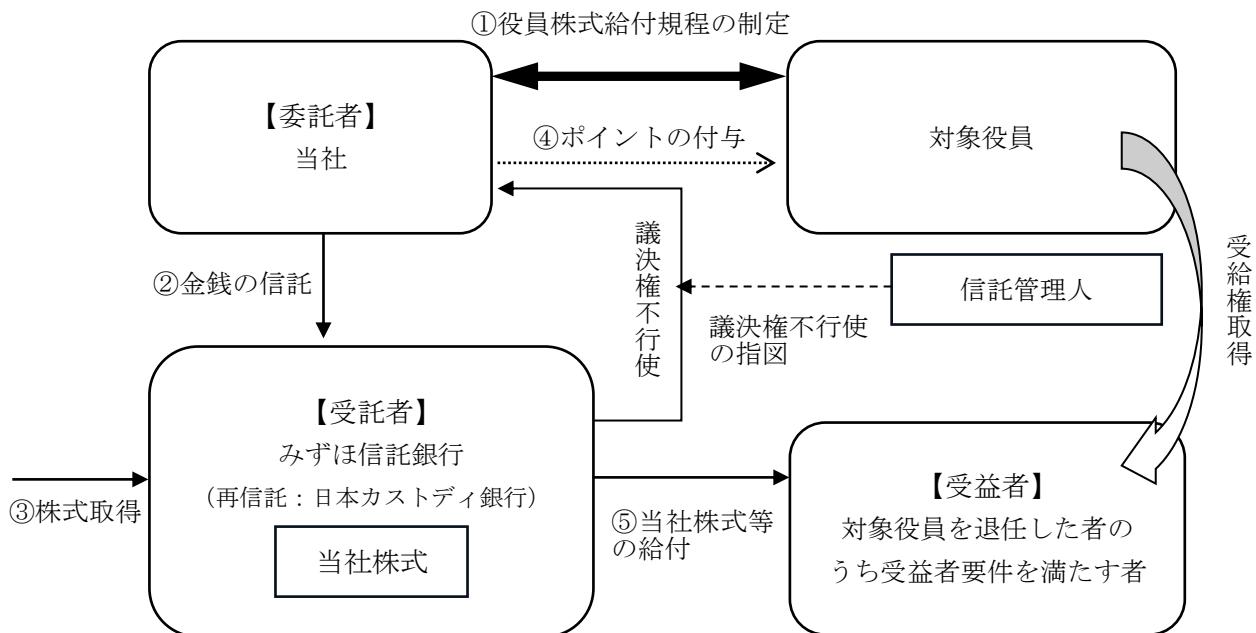
(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、2016年6月21日開催の第4期定時株主総会において本制度の導入についてご承認いただき、「役員株式給付規程」を制定しております。また、当社子会社も同様に、それぞれの株主総会において本制度の導入についてご承認いただき、当社グループ共通の規定として「役員株式給付規程」を制定しております。
 - ② 当社は、株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
 - ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、取引所市場を通じた方法等により当社株式を取得します。
 - ④ 当社及び当社子会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
 - ⑤ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、原則として、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式及びその一定割合について、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付します。

以上